

刑法

からみた

企業法務

第2回 会社法上の犯罪（1） —— 経済犯罪の概念

大阪大学大学院高等司法研究科

教授 佐久間 修

近年の企業法務にあつては、犯罪と刑罰のもつ意義が大きくなった。例えば、競争ルールを無視したり、顧客や取引先を欺く行為は、市場秩序を脅かすリスク要因となるため、コンプライアンス（法令遵守）の見地からも許されない。しかし、企業犯罪といつても、会社組織を隠れ蓑にする場合もあり、各犯罪の特性に応じた個別の対策が必要となる。

1 企業法務と経済刑法

(1) 財産犯罪と経済犯罪

およそ企業や会社は、各種の事業活動にとまって、何らかの損害を避けられない。刑法典には、窃盗・詐欺・恐喝・背任などの財産犯罪があり、会社法や独占禁止法にも、多数の「経済犯罪」が規定されている。また、事業活動から生じた人身被害も、広い意味の「企業犯罪」にあたるであろう。しかし、企業犯罪の多くは、財産罪を中心とする「経済犯罪」である。本連載の前半では、事業活動を規制する「経済刑法」を論じてゆくが、連載の後半では、各種の人身被害に対する企業の刑事責任も取り挙げよう。

およそ経済犯罪では、利益の獲得や損失の回避が犯行の動機となる。なるほど、有害廃棄物や欠陥商品による人身被害（企業災害）と比較するとき、こうした経済犯罪に対する国民の処罰感情は、それほど厳しいものではない。とりわけ事業者間の利害衝突にとどまる場合、裁判上の和解・調停や裁判外の

ADRなどの民事上の処理で事足りることもある。しかし、市場システムを攪乱したり、国民経済に深刻な影響を及ぼす場合には、社会全体の利益にかかわる以上、単なる金銭賠償では不十分である。そのため、特別刑法として様々な罰則が置かれることになった。

(2) 経済刑法の保護法益

わが国の経済刑法は、戦時統制経済における緊急立法から始まった。しかし、現在では、市場経済の基礎となる競争秩序が重視される（これは「保護法益」と呼ばれる）。その中でも、社会全体の利益や市場関係者の行動ルール（行動準則）を維持するため、形式犯（行政法規の違反）から実質犯（具体的な法益侵害）に転化したものがある。各犯罪の保護法益は、公正な競争秩序（社会的法益）または、自由主義経済を支える枠組み（国家的法益）から、広汎な取引関係者の利益（個人的法益）まで、極めて多様なものを取り込んでいる。したがって、現代の経済刑法は、刑罰により国民の行動をコントロールするものとして、経済活動全体に向けた「公法」と

位置付けるべきである。

もちろん、経済活動の刑事規制は、憲法上認められた営業の自由と衝突する場合がある。しかし、基本的人権の中でも、経済的基本権は、公序良俗に反しない限度で保障される。他人の財産権や公けの秩序を損なう行動は、憲法上も許されない。一般国民の経済活動を支える社会的基盤が危うくなる時、憲法でいう営業の自由も確保できないからである。例えば、企業ゴロによる恐喝や組織犯罪集団による民事介入暴力が横行するとき、暴力団フロント企業に「営業の自由」を容認する見解はありえない。また、社会的弱者を狙った悪質商法が蔓延するとき、当該業界の社会的信用が低下する結果、事業者全体の利益も侵害される。

(3) 公正な競争秩序と企業倫理の意義

戦時中の国家統制経済においては、「国民経済的秩序」や「新しい経済倫理の指導」という倫理的な思想が支配的であった。また、市場経済を導入した当初は、資本主義のイデオロギー的側面が強調された。しかし、自由主義経済が定着した現在、以前のような倫理的色彩は薄れてきた。その意味でも、自由で公正な市場を維持することが、(経済)刑法の倫理化にあたるという主張は、望ましい経済秩序は何かという価値判断の問題(広義の倫理)と、市場に参加する関係者の行動ルールを混同している。

近年、コンプライアンス・プログラムや企業倫理の言葉が多用されるのは、自由主義経済の主役である企業(会社)の役割が増大したからである。競争社会における行動ルールを考えると、しばしば経営理念やトップの倫理観が問われるが、こうした傾向を「経済の倫理化」と批判する論者は、現在ではほとんど見当たらない。もっとも、一部のマスメディアでは、「カジノ資本主義」による無秩

序な競争社会を容認し、ファンドマネーの跳梁跋扈を礼賛する無責任な風潮もみられる。こうした「行き過ぎた自由主義」は、国民の間に著しい格差をもたらすことで、現行法制度に対する信頼をも喪失させる。その結果として、自由主義経済そのものが危機に直面することになりかねない。

2 財産犯罪(刑法典)と経済犯罪(特別刑法)

(1) 会社犯罪と個人犯罪

広義の経済犯罪は、およそ経済活動に付随するすべての違法行為をいう。また、企業犯罪とは、会社・法人が犯行の舞台となる場合であるが、むしろ、当該企業が被害者となる場合も少なくない。さらに、企業内の犯罪では、会社組織の指揮命令システムを利用する一方、会社とその受益者であるとき、犯行に加担する従業員には、反規範的意識が乏しいことがある。これに対して、法人組織を隠れ蓑にする悪質商法のように、合法的な事業活動を装った「組織的犯罪」では、もっぱら個人の利益が追求される。そこでは、企業や会社は「見かけ上の存在」とどまる。

例えば、悪質商法の典型である組織的詐欺は、企業犯罪のように見えても、法人の外皮をまとった詐欺罪(刑法246条)であるため、その実態は個人犯罪にとどまる。刑法学上は、伝統的な財産犯(個人犯罪)と組織による経済犯罪(企業犯罪)を区別しており、会社法上の特別背任罪(960~962条)や会社財産危殆化罪(963条以下)は、前者の個人犯罪に分類される(【図表1】参照)。しかし、これらの犯罪も、事業活動を通じて社会全体に大きな影響を及ぼすため、一般の個人犯罪と同視することはできない。なお、ビジネス犯罪やホワイトカラー犯罪の概念は、公務員の汚職や職権濫用も含むため(いわゆる職務犯罪

【図表1】 現行法上の経済犯罪

①刑法・会社法の罰則	横領罪，背任罪，贈収賄罪／特別背任罪，会社財産危殆化罪，不実申述罪，虚偽文書行使等罪，預合い罪，株式超過発行罪，取締役等の贈収賄罪，株主等の贈収賄罪，利益供与罪など（なお，外国公務員に対する贈賄罪・不正競争防止法）。
②取引関係の特別法違反	不当表示・虚偽表示をめぐる犯罪（食品衛生法，不正競争防止法・景表法，特定商取引法など），マネーロンダリング犯罪，独禁法違反，外為法違反，租税ほ脱犯，補助金適正化法違反など。
③金融商品取引法の罰則	相場操縦罪，インサイダー取引罪，損失補てん罪，有価証券虚偽報告書提出罪など。
④外部からの攻撃によるもの	企業情報・顧客情報に関する罪，ネット犯罪（個人情報保護法など），企業対象暴力も含む。

である），必ずしも営利活動や商取引にかかわる違法行為に限定されない。

(2) 企業が犯罪にかかわるとき

企業がかかわる犯罪には，広義の経済犯罪とそれ以外の罪があり，前者にあつては，会社法や金融商品取引法，独占禁止法など，まさしく経済取引に直結する罰則が挙げられる。

①会社法上の犯罪は，出資者に対する裏切りや信義則違反が中心となるが，②独占禁止法や不正競争防止法では，市場の競争秩序を脅かすことになる。③金融商品取引法も，国民経済の健全な発展や投資者の利益を守るための罰則を設けている。また，経済犯罪以外の罪としては，欠陥商品や企業災害による人身被害が挙げられる。さらに，租税犯罪である「ほ脱犯」や，個人情報保護法や各種の業法に違反する場合にも，しばしば企業が主役となる。

一般法である刑法典は，窃盗・詐欺などの伝統的財産犯を設けただけであり，現代社会の経済犯罪には，ほとんど対処できない。そこで，特別刑法や行政刑法によって，刑法典の一般原則とは異なるルールを定めている（【図表2】参照）。

また，経済刑法の領域では，保護法益が多岐にわたるため，現行法の条文をめぐる解釈論と，およそ違法な経済活動は何か，という政策判断が交錯することもある。しかし，国民の処罰要求に応じて，無制限に罰則を拡張してゆくならば，「刑法の補充性」という原則が崩れてしまう。たとえ新しい犯罪現象であっても，刑法の基本原則を踏まえた解釈ルールを維持しなければならない。

(3) 組織的犯罪と個人（による）犯罪

旧来の企業犯罪では，会社・従業員ぐるみで犯行に及ぶ「組織的犯罪」が多かった。独占禁止法違反や刑法典上の談合罪は，会社のためにする犯罪である。他方，会社や企業を舞台にした「背信型犯罪」の中には，個人犯罪に分類されるものと，会社のためにする犯罪が含まれる。通常，業務上横領罪は，前者に分類されるが，（特別）背任罪も，犯人の個人的利益や地位保全が犯行の動機であった場合，「図利加害目的」にもとづく個人犯罪となる。こうした会社犯罪と個人犯罪の区別は，不祥事の初期対応を考える上で，重要な意味がある。

単純な個人犯罪であれば，当該企業の危機管理能力や従業員の資質をめぐって，社会的

なイメージが低下するとはいえ、会社全体も被害者になるため、事態の推移や社会的影響を慎重に見定める余裕がある。これに対して、当該企業が犯行による利益を享受したり、会社幹部が共犯者になった場合には、事実関係の解明から再発防止策の公表まで、迅速な対応が必要不可欠である。会社が所属する業界の利権などが犯行の契機となった場合にも、同様であろう。もちろん、いずれの場合にも、当該企業に不利益が及ぶのは避けたいが、いかなる種類の不祥事であるかを見極めることで、事件が発覚したときの対応が異なってくる。

(4) 特別背任罪の行為態様

近年、会社を舞台にした個人犯罪とその他の組織的犯罪の違いは、次第に曖昧になってきた。例えば、総会屋に対する利益供与や公務員を買収する行為も、それが会社全体の利益を図ったならば、本来の会社犯罪にあたるといえよう。したがって、現場担当者を処罰するだけでは、根本的な解決にならない。反対に、形式上は会社の名義・計算でおこなう取引であっても、もっぱら犯人の個人的利益を追求した場合には、背任罪や横領罪で処罰される。その意味で、狭義の経済犯罪の中には、単に会社組織を利用したものと、むしろ、会社の利益を図ったものが混在している。

また、過去の背任事件では、①経営者の身

内に便宜を供与する事例のほか（三越事件）、②第三者に対する不正融資の事例がみられた（イトマン事件）。前者は、業務上横領罪と境界を接するのに対して、後者は、刑法上許された業務執行と境界を接している。これらは、犯人の地位・権限や図利加害目的によって、その違法性が左右されることになる。

例えば、会社の営業資金から裏金をプールしたり、納入業者からバックマージンを提供させる行為も、それが会社の利益を企図したものであれば、図利加害目的が欠けるため、特別背任罪とならない。もちろん、この種の行為は、目先の短期的な利益をもたらす反面、長期的には、不健全な業務執行により会社の経営基盤を危うくする。しかし、犯行当時の主観的意図が不明である以上、背任罪の成立は困難とされる。

(5) 会社財産危殆化罪とディスクロージャー

また、会社法には、企業の経営基盤を危うくする行為として、自己株式取得罪、営業目的外投機取引罪などの規定がある（会社財産危殆化罪）。前述した特別背任罪は、間接的な会社財産の侵害にあたるどころ、会社財産危殆化罪は、会社所有者（株主など）の利益を直接に侵害する行為である。具体的には、見せ金や預合いにより、株式代金の払込みを仮装するとき、会社資本の充実を阻害して、会社資産の取り崩しがおこなわれる。その際、見せ金のケースでは、刑法典上の公正証

【図表2】 刑法典と特別刑法の関係

一般法（刑法典）	特別法（その他）	特定領域法	個別対策法
背任罪→	特別背任罪（会社法）		
詐欺罪→	組織的詐欺罪（組処法）→	特定商取引法→ 金融商品取引法	ネズミ講防止法
公務執行妨害罪→	検査妨害罪（税法など）→	銀行法，出資法	
強制執行妨害罪→	破産犯罪（倒産法）→	貸金業法，建設業法など	

書原本等不実記載罪（同法157条）も成立しうるが、刑法典が設けた各種偽造罪は、当該文書に対する公共の信用を保護する趣旨であり、会社財産の保護や会社所有者の利益を守る規定ではない。

そのほか、会社法には、投資者保護に向けたディスクロージャー（企業情報の開示）のため、粉飾決算や違法配当を禁止する罰則がある。過去、不実の申述や真実の隠べいが問題となったのは、山陽特殊鋼事件、日本熱学工業事件、不二サッシ工業事件、リッカー事件、三田工業事件などである（いずれも、本連載で紹介する予定である）。また、金融商品取引法（旧証券取引法）では、虚偽有価証券報告書提出罪（同法197条以下）があり、山一証券事件や長銀事件などでも、同法の適用

いかんが争いとなった。なお、山一証券事件では、不良債権の「飛ばし」処理がなされたが、粉飾決算や違法配当を隠べいするために、虚偽の有価証券報告書を提出する事例も少なくない（【図表3】参照）。

（次回予告、会社法上の犯罪（2）——特別背任罪）

佐久間 修（さくま おさむ）

名古屋大学大学院法学研究科博士課程（前期）修了。現在、大阪大学大学院高等司法研究科教授。主要著作として、『刑法における無形的財産の保護』（成文堂、1991）、『最先端法領域の刑事規制』（立花書房、2003）、『刑法各論』（成文堂、2006）、『実践講座・刑法各論』（立花書房、2007）、『刑法総論』（成文堂、2009）、『刑法基本講義総論・各論』（共著、有斐閣、2009）など多数。

【図表3】 企業不祥事年表

年 代	事件名	違法行為の内容または罰則の種類
1982年10月	三越百貨店事件	特別背任
1982年11月	ホテルニュージャパン事件	業務上過失致死傷
1985年 6月	豊田商事事件	外為法違反＋詐欺
1991年 7月	イトマン事件	特別背任
1992年10月	社会保険庁シール談合事件	独禁法違反（不当な取引制限）
1996年 3月	ミドリ十字薬害エイズ事件	業務上過失致死
1997年 3月	野村証券損失補てん事件	旧商法違反（利益供与＋損失補てん）
1997年11月	山一証券簿外損失事件	旧証取法違反（有価証券報告書虚偽記載）
1998年 3月	ヤクルト巨額損失事件	業務上横領＋税法違反
1998年 6月	日本長期信用銀行（長銀）事件	有価証券報告書虚偽記載
2000年 6月	雪印乳業集団食中毒事件	業務上過失致死傷
2000年 7月	三菱自動車リコール隠し事件	道路運送車両法違反＋業務上過失致死傷
2002年 1月	雪印食品偽装牛肉事件	食品衛生法違反＋詐欺
2002年 3月	全農チキンフーズ食品偽装事件	不正競争防止法違反（原産地等誤認取引）
2004年 6月	西武鉄道インサイダー事件	有価証券報告書虚偽記載＋インサイダー取引
2006年 1月	ライブドア事件	偽計・風説の流布＋有価証券報告書虚偽記載
2006年 7月	パロマ湯沸かし器事件	業務上過失致死傷

1980年代以降の著名事件に限定した。各年次は、事件発覚または犯人逮捕の時点による。なお、齋藤憲監修『企業不祥事典－ケーススタディ150』（日外アソシエーツ、2007）などを参照した。